

事務連絡  
令和2年1月6日

各地方公共団体  
地域再生御担当 各位

内閣府地方創生推進事務局

地域再生法の一部を改正する法律の施行等による支援措置の追加に伴う第55回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について（通知）

要旨

- 1 地域再生法の一部を改正する法律の施行により、次の支援措置が追加されました。
  - (1) 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例
  - (2) 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例
  - (3) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例
- 2 地域再生基本方針の一部変更により、次の支援措置が地域再生計画と連動する見込みです。
  - ・ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）
- 3 1に掲げる支援措置に係る地域再生計画について、事前相談を1月6日（月）から1月14日（火）まで、認定申請を1月21日（火）から1月24日（金）まで受け付けます。
- 4 2の地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の地域再生計画との連動については、企業版ふるさと納税との連携が必須であり、事前相談及び認定申請受付期間は企業版ふるさと納税と同一です。

※ 事前相談：1月6日～1月9日、認定申請受付：1月21日～1月24日
- 5 認定は3月下旬を予定しています。

平素より、地域再生の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

第55回地域再生計画の認定申請については、令和元年12月20日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡「第55回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について（通知）」（以下「令和元年12月20日付け事務連絡」という。）において通知しましたが、地域再生法の一部を改正する法律（令和元年法律第66号）の施行により地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置が追加されること及び地域再生基本方針の一部変更により地域計画と連動する支援措置が追加される見込みであることを受け、第55回地域再生計画の認定申請の対象事業を追加しましたので通知いたします。

つきましては、当該追加される地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置及び地域再生計画と連動する支援措置（以下「支援措置」と総称する。）に係る地域再生計画の認定申請を検討されている地方公共団体におかれましては、認定事務等の円滑かつ適確な実施のため、下記及び令和元年12月20日付け事務連絡を御確認の上、対応願います。

## 記

### 1 追加で受付を行う地域再生計画

#### (1) 対象となる支援措置

次に掲げる支援措置を活用する事業に係る地域再生計画について、追加で認定申請を受け付けます。

なお、次に掲げる支援措置以外の支援措置を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請については、令和元年12月20日付け事務連絡を御参照ください。

#### ア 地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置

(7) 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例

(イ) 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例

(ウ) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例

#### イ 地域再生計画と連動する支援措置

- ・ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）※1※2

※1 企業版ふるさと納税との連携が必須となります。

※2 地域再生計画と連動する支援措置として企業版ふるさと納税と連携することで、地方公共団体に寄附した事業主が、寄附先で事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者を雇い入れた場合、対象労働者の増加数及び設置・整備費用に応じて一定額を助成するものです。

#### (2) 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）に係る地域再生計画の取扱い

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）と地域再生計画の連動については、企業版ふるさと納税との併用が必須となるため、企業版ふるさと納税とあわせて同一の地域再生計画に地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）を活用する旨を記載する必要があります。

このため、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）と企業版ふるさと納税を併用する地域再生計画の認定申請に係る受付期間等の取扱いについては、企業版ふるさと納税に係る地域再生計画と同一となります。企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の取扱いについては、令和元年12月20日付け事務連絡を御確認ください。なお、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）は、地域再生基本方針の一部変更により地域再生計画と連動する見込みです。今後内容が変更となることがありますので、あらかじめ御了承ください。

## 2 事前相談

認定申請に先立ち、次のとおり事前相談を受け付けます。

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）以外の支援措置につきましては、事前相談が必須となっておりますので御注意ください。

※ 事前相談を経ずに認定申請が行われた場合は、当該認定申請を受け付けることができない場合があります。

### (1) 事前相談の有無及び事前相談期間

活用する支援措置ごとの事前相談の有無等は、次のとおりです。

[支援措置ごとの事前相談の有無等]

活用する支援措置	・ 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例 ・ 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例 ・ 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例	・ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）
事前相談の有無	<b>必須</b>	任意※1
事前相談期間	令和2年1月6日（月） ～1月14日（火）17時※2	令和2年1月6日（月） ～1月9日（木）17時※1

※1 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の取扱いと同一です。詳細は令和元年12月20日付け事務連絡を御確認ください。

※2 令和元年12月20日付け事務連絡で御案内した事前相談期間（令和元年12月20日（金）～令和2年1月9日（木）17時）と異なるため御注意ください。

### (2) 地域再生計画の作成等

事前相談に先立ち、地域再生計画を作成してください。

地域再生計画は、活用する支援措置ごとに記載事項が異なります。地域再生計画の作成等に当たっては、本事務連絡、地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和2年1月6日一部改正）及び（各論）（令和2年1月6日一部改正）、各支援措置に係る要綱及びガイドライン等を熟読いただいた上で、地域再生計画を作成してください。

なお、

- ・ 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例
- ・ 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例
- ・ 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例

に係る地域再生計画は、今認定回においては、いずれも新たに作成していただき

ますようお願いいたします。地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）に係る地域再生計画については、併用する企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の取扱いに従ってください。

また、今認定回から、地域再生計画の認定申請書式の変更・省略等、複数の変更点がございますので、令和元年12月20日付け事務連絡の「2 事前相談」の(2)を御確認ください。

### (3) 事前相談の方法

事前相談は、(1)に掲げる期間内に、活用する支援措置ごとに次のアの(ア)から(エ)までに掲げる提出データをそれぞれ定める相談提出先メールアドレスに送付することで行ってください（メール件名はイのとおりとしてください。）。

提出データの様式は、認定回及び活用する支援措置ごとに異なりますので、該当する様式を御確認の上、必ず最新の様式を使用してください。

#### ア 事前相談に係る提出データ等（支援措置別）

##### (ア) 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例

提出データ	様式	提出先
地域再生計画	申請様式03_05	e.chiiki@cao.go.jp e.danchi-saisei.n6k@cao.go.jp

##### (イ) 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例

提出データ	様式	提出先
地域再生計画	申請様式03_05	e.chiiki@cao.go.jp

##### (ロ) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例

提出データ	様式	提出先
地域再生計画	申請様式03_05	e.chiiki@cao.go.jp

##### (ハ) 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

※ 事前相談は、併用する企業版ふるさと納税に係るものと同様に行ってください。

提出データ	様式	提出先
併用する企業版ふるさと納税と同一	併用する企業版ふるさと納税と同一	e.chiiki@cao.go.jp kigyou-furusato@cas.go.jp

## イ メール件名

事前相談のメール送信に当たっては、メールの件名を次のとおりとしてください。

### [メール件名]

	活用する支援措置	申請区分	メール件名
1	・地域住宅団地再生事業計画に基づく特例 ・既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例 ・株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例	新規	【事前相談】【その他（新規）】 （〇〇県〇〇市）第55回地域再生計画
2	・地域雇用開発助成金 （地域雇用開発コース）	併用する企業版ふるさと納税と同一	

(注) ファイルサイズが大きい等により複数のメールに分割して提出する場合は、<1/2>等をメールの件名に付記し、同一表題（件名）のメールを複数件送信することのないようにしてください。

(例) 2分割する場合

【事前相談】【その他（新規）】（〇〇県〇〇市）第55回地域再生計画<1/2>

## ウ データ送付に当たっての留意事項

ファイル転送サービスについては、内閣府のセキュリティの関係上ダウンロードができないことがありますので、ファイルサイズが大きい場合（目安として20MB超になる場合）は、複数回に分けて送信する等、なるべくメール添付での提出をお願いします。

## 3 認定申請

認定申請を、次のとおり受け付けます。

なお、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）と地域再生計画の連動については、企業版ふるさと納税との連携が必須となっております。地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）に係る地域再生計画の認定申請に当たっては、令和元年12月20日付け事務連絡で御案内しております企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の認定申請又は変更認定申請で御提出いただく地域再生計画に、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）に関する内容を御記載いただくことで認定申請を行ってください。

### (1) 認定申請受付期間

令和2年1月21日（火）から24日（金）17時まで

### (2) 地域再生計画の作成等

- ・ 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例
- ・ 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例
- ・ 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例

については、事前相談を踏まえた地域再生計画を作成してください。地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）に係る地域再生計画については、併用する企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の取扱いに従ってください。

また、今認定回から、地域再生計画の認定申請書式の変更・省略等、複数の変更点がございますので、令和元年12月20日付け事務連絡の「3 認定申請」の(2)を御確認ください。

### (3) 認定申請の方法

認定申請は、(1)に掲げる期間内に、活用する支援措置ごとにアの(ア)から(エ)までに掲げる申請書類のデータをそれぞれ定める申請提出先メールアドレスに送付することで行ってください（メール件名はイのとおりとしてください。）。ただし、認定申請書については、押印済PDFデータを申請先メールアドレスに送付した上で、原本を別途下記郵送先まで郵送してください。

なお、活用する支援措置によってはアに掲げる書類のほかに提出が必要となる書類がある場合がありますので、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第1条、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）等を必ず御確認ください。

また、地域再生計画の作成又は変更に当たり、地域再生法第12条第1項の規定に基づき地域再生協議会を組織し協議を行ったときは、当該協議の概要が添付書類として必要です。詳細は、地域再生計画認定申請マニュアル（総論）31ページ及び（各論）、各支援措置に係る要綱及びガイドライン等を御確認ください。申請様式は認定回及び活用する支援措置ごとに異なりますので、該当する様式を御確認の上、必ず最新の様式を使用してください。

#### <押印済認定申請書原本の郵送先>

地域再生計画認定申請書については、申請書原本を次の宛先へ郵送してください（簡易書留等、配達記録が確認できる方法を御利用ください。）。

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6階

内閣府地方創生推進事務局（地域再生計画認定担当）

- ・ 封筒に「地域再生計画申請書在中」と朱書してください。
- ・ 認定申請書原本以外の書類の同封は不要です。

ア 認定申請における申請書類等

(7) 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例

申請書類	様式	申請先等
基礎データ表ver. 27	申請様式01	e. chiiki@cao. go. jp e. danchi-saisei.n6k@cao. go. jp
地域再生計画認定申請書	申請様式02_01	
地域再生計画	申請様式03_05	
(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図	申請様式04	
工程表	申請様式05	

(4) 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例

申請書類	様式	申請先等
基礎データ表ver. 27	申請様式01	e. chiiki@cao. go. jp
地域再生計画認定申請書	申請様式02_01	
地域再生計画	申請様式03_05	
(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図	申請様式04	
工程表	申請様式05	

(7) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例

申請書類	様式	申請先等
基礎データ表ver. 27	申請様式01	e. chiiki@cao. go. jp
地域再生計画認定申請書	申請様式02_01	
地域再生計画	申請様式03_05	
(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図	申請様式04	
工程表	申請様式05	

(イ) 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

※ 認定申請は、併用する企業版ふるさと納税に係るものと同様に行ってください。

申請書類	様式	提出先
併用する企業版ふるさと納税と同一	併用する企業版ふるさと納税と同一	e. chiiki@cao. go. jp kigyuu-furusato@cas. go. jp

## イ メール件名

認定申請のメール送信に当たっては、メールの件名を次のとおりとしてください。

### [メール件名]

活用する支援措置	申請区分	メール件名
1 ・ 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例 ・ 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例 ・ 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例	新規	【正式提出】 【その他（新規）】 （〇〇県〇〇市）第55回地域再生計画
2 ・ 地域雇用開発助成金 （地域雇用開発コース）	併用する企業版ふるさと納税と同一	

(注) ファイルサイズが大きい等により複数のメールに分割して提出する場合は、<1/2>等をメールの件名に付記し、同一表題（件名）のメールを複数件送信することのないようにしてください。

(例) 2分割する場合

【正式提出】 【その他（新規）】 （〇〇県〇〇市）第55回地域再生 計画<1/2>

## (4) 認定申請に当たっての留意事項

### ア 作成主体が複数（共同申請）の場合の申請方法

複数の地方公共団体で共同申請を行う場合は、代表団体でとりまとめた上、地域再生計画認定申請書を連名で作成し、代表団体がその他の認定申請書等とあわせて送付してください。

### イ データ送付方法

ファイル転送サービスについては、内閣府のセキュリティの関係上ダウンロードができないことがありますので、ファイルサイズが大きい場合（目安として20MB超になる場合）は、複数回に分けて送信する等、なるべくメール添付での提出をお願いします。

### ウ 基礎データ表

基礎データ表は、ファイル名称に「ver. 27」と記載してある最新のものを使用してください（それ以前のものは受け付けることができません。）。



## 5 その他

### (1) P D C Aサイクルの適切な管理

認定地域再生計画で設定したK P Iについては、計画に掲げた取組の着実な実施を通じて地域再生が実現できるよう、地方公共団体におかれても、中間目標によって計画の進捗状況を検証すること等により、定期的にフォローアップを行ってください。

事業の実施状況等から判断し、K P Iの見直しが必要と認められる場合には、速やかに当該地域再生計画の見直しと変更認定申請を御検討ください。その際、必要があれば2の事前相談と併せて御相談ください。

### (2) 認定の公示の方法

令和元年9月26日付け地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第32号）の施行に伴い、地域再生法第5条第18項の規定による公示は、官報による公示から内閣府ホームページによる公示に変更しております。

#### 【問合せ先】

内閣府地方創生推進事務局 地域再生計画認定担当

TEL : 03-5510-2475

E-mail : e.chiiki@cao.go.jp

#### 【添付資料】

- ・ 別添1 地域再生計画・支援措置一覧
- ・ 地域再生計画認定申請マニュアル（総論）
- ・ 地域再生計画認定申請マニュアル（各論）
- ・ 申請様式等一式